

(日刊)

球新報

2018年(平成30年)

1月21日日曜日

[旧12月5日・仏滅]

YU SHIMPO

第39153号

発行所 琉球新報社 ©琉球新報社2018年
〒900-8525 那覇市天久905 電話:098-865-5111

名護「新漁協」で臆測

辺野古工事に影響も

名護市での新漁協設立の動きが波紋を広げている。新漁協が米軍普天間飛行場の移設先海域の漁業権を求めたためだ。政府は、既存の漁協が漁業権を放棄したとして移設工事を進めている。設立と漁業権を具が認めれば、政府に打撃となるのは確実。県は近く判断するが、ハードルは高いとの指摘もある。

漁業権が設定された水域で工事に伴い海底の岩を壊すには知事の「岩礁破碎許可」が必要。政府は辺野古で「漁業権がなく、許可は不要」として申請しなかった。新たに漁業権が認められれば、前提が崩れる。設立認可を申請したのは「名護市東海岸漁業協同組合」。既存の「名護漁協」が数年前、漁業者以外の海産物採取を禁じる警告板を設置したこと、慣習的に海産物を利用してきた地元住民や、組合員でない漁師

が反発。海を活用する権利を守るのが目的だという。ただ、辺野古移設が全く無関係とはいえないようだ。新漁協の理事候補には、移設反対を訴える「区長」も名を連ねる。「反対運動のような政治的意図はない」と説明するが、臆測を呼んでいるのは間違いない。

漁協設立と漁業権の範囲は県が認可する。水産庁や県によると、漁協は経営合理化のため統合する流れで、沖縄で最後に新設が認められたのは約30年前。経営できるかどうか判断基準となる。